

深浦町有用地域資源活用ウェブ開設及びICT活用指導業務委託に係る仕様書

1 事業目的

本事業はウェブサイトの構築により、高校生等による有用地域資源活用の取組を県内外に広く周知するとともに、地域の高校生や地域住民の商品開発におけるICTを活用したマーケティングの知識や情報発信力を高める人材育成を目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から平成30年3月30日まで

3 業務内容

(1) 事業周知のためのウェブサイトの構築・運営

深浦町有用地域資を活用した産官学連携ビジネスモデル構築研究事業における情報発信のためのウェブサイトを構築する。サイトは株式会社アグリコミュニケーションズ津軽内に構築する。

(2) ICTを活用したマーケティング及び情報発信セミナー・ワークショップの実施

本事業で開発される商品や青森県内の事例をもとに、高校生や地域住民にわかりやすいマーケティングや情報発信のセミナー及びワークショップを1回以上実施する。

4 納品物

(1) 業務完了報告書 5部

(2) 業務内容のデータ (CD-ROM)

5 納入場所

深浦町農林水産課

〒038-2324

青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2

6 進捗管理

受注者は適宜、発注者に作業状況を報告すること。作業の進捗管理を行うため、町との打合せを随時行うこと。

7 著作権

(1) 受託者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。

(2) 本業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作

権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)及び所有権を含めて、全て町に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保されるものとし、受託者がこれらを利用し成果品

に類似した製品等を作成することを妨げない。

(3) (2)において帰属した権利を保有した成果品(著作物)については、町が町の業務に使用する場合において、受託者の承諾無く自由に使用できるものとする。

(4) 受託者は、深浦町並びに町から正当に権利を取得した第三者に対し、著作権人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。

8 留意事項

(1) 本事業の実施に際しては、発注者と受注者の間で調整したスケジュールを遵守するよう配慮すること。受注者の都合によりスケジュールに変更が必要な場合は、速やかに発注者と協議し、変更スケジュールを提出すること。

(2) 受注者は、事業実施のための必要な事項について部会参加者等の関係者と十分協議し、事業が適正に進められるように留意すること。

(3) その他仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。